

2016年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日公表、2011年11月20日一部改正）によっています。
- 固定資産の減価償却の方法
「ホームページの検索システム設置」を無形固定資産として計上し、減価償却については、償却期間5年の定額法を採用しています。
2. 事業別損益の状況 添付[資料1]参照 ※経常費用の内訳:事業費が管理費を上回っています。
2016年8月24日の定款変更により、事業に変更、追加が生じたので、経費の区分について[資料4]のように変更しています。
3. 使途等が制約された寄附金等の内訳
今年度は、使途等が制約された寄附金等の受入れはございません。
4. 基本財産の取り扱いについて

基本財産は、団体の社会的信頼確保等のために積み立てておき、原則として支出をしない財産です。そのため、定款においても理事会・常任理事会の議決を経なければ、取りくずすことができない旨規定しています。そのような性格をふまえ、2015年度までは固定資産として計上していました。取りくずしの際のルールは変更しませんが、被害回復関係業務を実施するにあたり訴訟費用の立替が生じるため、臨機に取り崩しの必要性も生じうるとの事情変更から、2016年度決算からは流動資産として計上するように変更しました。

当法人の正味財産は26,213,399円ですが、そのうち基本財産は10,166,245円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
基本財産	10,160,771	5,474	0	10,166,245	

5. 無形固定資産（ホームページ）の増減内訳 添付[資料2]参照
6. 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者、並びに役員が代表を務める法人との取引については、いずれも合計額が100万円以内であるため記載していません。
7. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- 事業費と管理費の按分方法
(1) 事務人件費・賃借料・印刷費（コピー代）・福利厚生費（年金・健康保険料・通勤交通費代・健康診断料）を事業種別毎に日常的に区分することは不可能なため、別紙の基準で区分した。（添付[資料3-1、3-2]参照）
- (2) 事業費に区分した後の事務人件費、賃借料、印刷費（コピー代）、福利厚生費（年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料）の事業ごとの配賦について
業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。（添付[資料3-3]参照）

【資料1】 <2016年度 特定非営利活動に係る事業別損益の状況>

	不当な約款等の是正	差止請求に係る事業等	被害回復に係る事業等	消費者被害の調査・研究事業		消費者に対する啓発事業		事業者に対する啓発事業	政策提言事業	その他必要な事業		事業部門計	管理部門計	合計
				第21回適格消費者団体連絡協議会	事業検討参加者交流会	ホームページ運営	公開学習開催			消費者志向経営セミナー	制度活用準備チーム			
I 経常収益														
受取会費											0	12,981,000		12,981,000
受取寄附金											0	630,100		630,100
事業収益				773,845			0	590,000			1,363,845			1,363,845
諸謝金												550,666		550,666
雑収入											0	5,245		5,245
経常収益計	0	0	0	773,845	0	0	0	590,000	0		1,363,845	14,167,011		15,530,856
II 経常費用														
事務人件費	1,719,196	666,627	405,991	155,379	30,073		30,073	160,392	80,196		3,398,294	2,172,192		5,570,486
福利厚生費	540,556	209,603	127,653	48,855	9,456		9,456	50,431	25,215		1,068,504	680,370		1,748,874
会議費	992,838	408,212	302,366	748,054	109,948			118,129	6,000		2,866,713	988,488		3,855,201
旅費交通費											0	143,377		143,377
通信運搬費	26,533	28,033	655					39,278			94,499	423,073		517,572
消耗品費											0	321,172		321,172
賃借料	209,584	81,267	49,494	18,942	3,666		3,666	19,553	9,777		414,280	139,927		554,207
印刷費	155,632	60,347	36,753	84,559	2,722		2,722	21,451	7,260		385,058	112,738		497,796
調査研究費									3,000		3,000	63,797		66,797
渉外費	5,724										5,724	0		5,724
委託費			43,200				259,200				302,400	359,815		662,215
租税公課				450							450	21,850		22,300
減価償却費											0	25,200		25,200
雑費			432	4,860							5,292	20,532		25,824
経常費用計	3,650,063	1,454,089	966,544	1,061,099	155,865		45,917	409,234	131,448		8,544,214	5,472,531		14,016,745
当期経常増減額	-3,650,063	-1,454,089	-966,544	-287,254	-155,865		-45,917	180,766	-13,448		-7,180,369	8,694,480		1,514,111

[資料 2] 固定資産の増減内訳

<管理費>

摘 要	取得価額	年度	各年度償却額	減価償却累計額	当期末残高
ホームページ検索システム費 ※償却期間5年 定額法	126,000	2012	16,800		
		2013	25,200		
		2014	25,200		
		2015	25,200		
		2016	25,200	117,600	8,400

[資料 3] - 1

1. 事業費と管理費の区分の基準

(1) 事務人件費

従事時間割合に近似にするために、主に従事している業務の性格によって、以下のように区分します。

区分	内容
事業費	差止請求・情報受付担当の全額
管理費	経理・庶務担当の全額

(2) 福利厚生費のうち:年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料について事務人件費に準ずる性格であり、上記事務人件費と同じ区分とします。

(3) 賃借費 (主に OA 機器の賃借料)

業務量割合に近似にするため、下記会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

区分	内容
事業費 (合計 169.5h)	ワーキンググループ (20 回 42.25h) 被害情報対応委員会 (3 回 9.5h) 事案別検討チーム (30 回 52h) 常設検討チーム (6 回 11.25h) 委任前弁護士会議 (3 回 4.5h) 検討事案選定会議 (10 回 19.75h) 事案検討参加者交流会 (1 回 1.5h) 公開学習会・総会記念講演会 (1 回 1.5h) 消費者志向経営セミナー (3 回 8h) 第 21 回適格消費者団体連絡協議会 (1 回 7.75h) 医療情報バックアップ会議 (2 回 4h) 新制度活用準備チーム (5 回 7.5h)
管理費 (合計 57.25h)	臨時総会 (1 回 0.25h) 通常総会 (1 回 1h) 理事会 (9 回 15.5h) 常任理事会 (1 回 1.25h) 監事監査 (1 回 1.5h) 活動報告会&会員加入案内 (2 回 3h) 特定認定申請準備チーム (7 回 14.75h) 月次事務局会議 (10 回 20h)
総計	226.75h

(4) 印刷費のうちコピー代

業務量割合に近似にするため、賃借料同様会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

[資料3]-2 事業費・管理費 区分明細

金額	備考
3,398,294	差止請求・情報提供受付担当分
2,172,192	経理・庶務担当分
5,570,486	
小計	
414,280	会議時間 169.5時間分
139,927	会議時間 57.25時間分
554,207	
小計	
307,634	会議時間 169.5時間分
103,906	会議時間 57.25時間分
8,832	団体紹介リーフレット
420,372	
小計	
1,068,504	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費(差止請求・情報提供受付担当分)
680,370	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費(経理・庶務担当分)+その他福利厚生費
1,748,874	
小計	

[資料3]一3 消費者機構日本2016年度 事業費配賦明細

事業	各事業の主要会議	時間		事務人件費	賃借料	印刷費	福利厚生費
(1) 不当な約款等の是正事業	ワーキンググループ	32.50					
	検討チーム	35.00					
	委任前弁護団会議	1.50	85.75	1,719,196	209,584	155,632	540,556
	被害情報対応委員会 検討事案選定会議	2.75 14.00					
(2) 差止請求関係業務	ワーキンググループ	9.75					
	検討チーム	14.50	33.25	666,627	81,267	60,347	209,603
	被害情報対応委員会 検討事案選定会議	2.25 6.75					
	検討チーム	13.75	20.25	405,991	49,494	36,753	127,653
(3) 被害回復関係業務	被害情報対応委員会 検討事案選定会議	4.50 2.00					
	第21回適格消費者団体連絡協議会 事案検討参加者交流会	7.75 1.50	7.75 1.50	155,379 30,073	18,942 3,666	14,066 2,722	48,855 9,456
(4) 消費者被害の調査・研究事業	なし	0.00	0.00	0	0	0	0
	総会記念講演会 消費者志向経営セミナー	1.50 8.00	1.50 8.00	30,073 160,392	3,666 19,553	2,722 14,520	9,456 50,431
(5) 被害者への支援事業	なし	0.00	0.00	0	0	0	0
	医療情報バックアップ会議 新制度活用準備チーム	4.00 7.50	4.00 7.50	80,196 150,367	9,777 18,331	7,260 13,612	25,215 47,279
(9) 政策提言事業		169.50	169.50	3,398,294	414,280	307,634	1,068,504
(9) その他必要な事業							
合計							

[資料 4] 定款変更に伴う会計上の事業区分の変更

1. 趣旨

被害回復関係業務の開始に向け定款の事業に係る規定を変更し、2016年8月24日に定款変更の認証を受けています。定款の事業区分の考え方の変更に対応して、2016年度決算作業に際し、9月度より会計上の事業区分を変更しています。

2. 定款の事業区分の変更

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款・不当な勧誘行為・不当な広告その他不当な表示等の是正をすすめる事業</p> <p>(2) 消費者契約法に定められた差止請求関係業務に係る事業</p> <p>(3) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、消費者裁判手続特例法という。）に定められた被害回復関係業務に係る事業</p> <p>(4) 各種消費者被害の実態調査・研究事業</p> <p>(5) 各種消費者被害の被害者への支援事業</p> <p>(6) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など消費者に対する啓発事業</p> <p>(7) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など事業者に</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款・不当な勧誘行為・不当な広告その他不当な表示等の是正をすすめる事業</p> <p>(2) 前号の事業の遂行のために差止請求権を行使する事業、ならびに差止請求権の行使に必要な情報の収集と、差止請求権の行使の結果に関する情報の提供を行なう事業</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 各種消費者被害の実態調査・研究事業</p> <p>(4) 各種消費者被害の被害者への支援事業</p> <p>(5) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など消費者に対する啓発事業</p> <p>(6) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など事業者に</p>

<p>対する啓発事業</p> <p>(8)事業者の自主ルールに対して、消費者の権利確保の観点から、 提言を行う事業</p> <p>(9)消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する 研究・提言事業</p> <p>(10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>対する啓発事業</p> <p>(7)事業者の自主ルールに対して、消費者の権利確保の観点から、 提言を行う事業</p> <p>(8)消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する 研究・提言事業</p> <p>(9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
--	---

3. 会計上の事業区分の変更

(1) 2016年9月～12月

旧定款による事業内容の事業別区分		改定定款による事業内容の事業別区分		経理区分の変更
事業名	事業内容	事業名	事業内容	
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事業選定会議	(1) 不当な約款等の是正事業	検討事業選定会議	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
	検討チーム		検討チーム	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
	ワーキンググループ		ワーキンググループ	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
(2) 差止請求権を行使する事業等	委任前弁護団会議	(2) 差止請求関係業務を実施する事業		※委任前弁護団会議は (2) に異動
	差止請求訴訟		検討事業選定会議	経費の2分の1を計上 ((1) と按分)
			事業別検討チーム	経費の2分の1を計上 ((1) と按分)
			ワーキンググループ	経費の2分の1を計上 ((1) と按分)
			委任前弁護団会議	(1) より異動
		差止請求訴訟	(変更なし) 差止請求訴訟に要する費用の計上	
		(3) 被害回復関係業務を実施する事業	費用発生は、1月度より	

(2) 2017年1月～

改定定款による事業内容の事業別区分		経理区分の変更
事業名	事業内容	
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議	経費の4分の1を計上(2)(3)と按分)
	検討チーム	経費の4分の1を計上(2)(3)と按分)
	ワーキンググループ	検討チームに統合されるため経費発生せず。
	被害情報対応委員会	経費の4分の1を計上(2)(3)と按分)
	検討事案選定会議	経費の4分の1を計上(1)(3)と按分)
	検討チーム	経費の4分の1を計上(1)(3)と按分)
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	ワーキンググループ	検討チームに統合されるため経費発生せず。
	被害情報対応委員会	経費の4分の1を計上(1)(3)と按分)
	委任前弁護団会議	※準備する訴訟の請求内容に応じて判断
	差止請求訴訟	(変更なし) 差止請求訴訟に要する費用の計上
	検討事案選定会議	経費の2分の1を計上(1)(2)と按分)
	検討チーム	経費の2分の1を計上(1)(2)と按分)
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	被害情報対応委員会	経費の2分の1を計上(1)(2)と按分)
	委任前弁護団会議	※準備する訴訟の請求内容に応じて判断
	被害回復訴訟手続	被害回復訴訟に要する費用の計上